



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
(農林水産四四)

〔告 示〕

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件  
(農林水産一六二八)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件  
(同一六二九)

○ 生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件  
(同一六三〇)

○ 肥料の登録が失効した件  
(同一六三一)

七 三 二

〔官庁報告〕

官庁事項

国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部を改正する規則  
(国地方係争処理委員会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

令和五事業年度・年度財務諸表(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・国立環境研究所)、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を認める公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、令和五年度日本赤十字社業務及び収支決算、弁理士登録関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

七 九 三 四 三 三 七

省

令

○ 農林水産省令第四十四号  
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年八月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～エ (略) エ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。			別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～エ (略) エ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 4-ジクロロフェノキシ酢酸	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし ライロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 0.05mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 400mg/kg	2. 4-D	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし ライロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.05mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 260mg/kg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ノート (略) (2)～(5) (略) 2～6 (略)			ノート (略) (2)～(5) (略) 2～6 (略)		

附 則  
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○農林水産省告示第千六百二十八号  
 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年八月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志